

文化芸術分野における海外との共同創作活動を通じた
国際交流の推進事業委託実施要項

平成20年3月14日
文化庁次長決定

1. 趣旨

国際文化交流を通じて、我が国の魅力ある文化を海外に発信し、相手国を引きつけることができる能力(ソフトパワー)をさらに強化するため、アニメ、マンガ、コンピュータゲームといったメディア芸術分野等において、我が国の芸術家・文化人と諸外国の芸術家・文化人との間で共同制作及びその企画・立案に向けた会合や人材交流事業を中長期的な観点から行うことで、我が国のコンテンツ発信の推進やコンテンツ関連人材の育成を図る。

2. 委託業務の内容

事業の内容は以下のとおりとする。

- (1) 諸外国の芸術家・文化人とのメディア芸術等の共同制作及び企画・立案事業
- (2) 諸外国の芸術家・文化人とのメディア芸術分野等の人材交流事業
- (3) その他コンテンツの発信及び関連人材育成を推進する上で必要な事業

3. 業務の委託先

事業の実施については、下記の団体等に委託するものとする。

- (1) 文化人、芸術家、文化・芸術団体
- (2) 独立行政法人
- (3) 公益法人（特定非営利活動法人を含む）
- (4) その他文化の振興に係る活動を行う個人、団体

4. 委託期間

委託事業の実施期間は、委託を受けた日から当該年度末日の間で別途定める日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、文化庁の定める様式により業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切と認めた場合、団体等に対し業務を委託し、委託契約を締結する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で、業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費）、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた団体等が契約の定め違反したとき、実施に当り不正又は不当な行為をしたとき、又は、委託業務の遂行が困難であると認

めたときは契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は必要に応じ、委託業務の実施状況及び経理処理状況等について実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に必要な事項については別途定める。

10. この要項は、平成20年度委託実施分から適用する。